

琵琶湖アーバンリゾート I 番館 敷地外第2駐輪場利用細則

第1条(総則)

この細則は琵琶湖アーバンリゾート I 番館内の指定駐輪場を利用できない自転車やバイクが、敷地内で駐輪しないよう敷地外第2駐車場のスペースに駐輪場を設置し、管理・運営するために必要な事項を定める。

第2条(区画)

アーバンリゾート I 番館管理組合(以下「組合」とする)は敷地外第2駐輪場として別紙に定める区画を設定し、組合が承認したバイク・自転車を、定められた期間駐輪することを認める。

駐輪場所を指定しないため、スペースは譲り合って利用するものとする。

第3条(利用制限)

駐輪場を利用できる者は琵琶湖アーバンリゾート I 番館区分所有者に限る。

第4条(駐輪車種)

駐輪場を利用できる車種は、大型バイク・中型バイク・ミニバイク・自転車とする。

第5条(駐輪許可期間)

駐輪許可期間は、10月1日～翌年9月29日とする。

尚、契約の更新は、管理者が定める期間(1週間程度)を解放確認日とし、更新手続きをもって継続利用できるものとする。

第6条(駐輪申込)

駐輪を望む区分所有者等は、事前に所定の書面をもって組合に申請するものとし、管理者が毎年指定する期間にインフォメーションセンターに提出する。

第7条(駐輪ステッカー代の納付)

駐輪場利用者は、利用許可書と引き替えにステッカー代金を前納するものとする。

第8条(駐輪ステッカー代の徴収)

駐輪ステッカー代金は200円とし、駐輪場を解約した場合においても返金しないものとする。

第9条(駐輪ステッカーについて)

駐輪ステッカーは、開放確認日毎に更新するものとし、駐輪ステッカーは後輪泥除け・シートポスト後部等自転車の確認しやすい場所にこれを貼付しなければならない。

第10条(無許可駐輪の取り扱いについて)

無許可駐輪には、注意文の貼り付けおよびチェーン等によるロックを行う場合がある。

第11条(ステッカー代金の変更)

総会の普通決議においてステッカー代金を変更出来るものとする。

第12条(賠償責任)

組合は、天災地変、盗難、その他の事由の如何を問わず、駐輪場利用者がその車両につき被った損害の責を負わないものとする。

駐輪場利用者もしくはその関係者が、故意または過失によって駐輪場施設などに損害を与えたときは、当人の負担により組合の指示に従い原状に修復するか、もしくは修復に要する費用を組合に賠償しなければならない。

第13条(駐輪場利用の終了)

駐輪場利用者が期間の途中でその利用の終了を希望する場合は、書面をもって、終了予定の1ヶ月前までに組合に届け出るものとする。

第14条(禁止行為)

駐輪場利用者は、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 駐輪場を損傷するような行為。
- (2) 駐輪場内に発火性引火性のある物品を持ち込むこと、および火気を利用するなどの危険な行為。
- (3) 駐輪場を駐輪以外の用途に利用すること。
- (4) 他の車両を汚損または損傷するような行為。
- (5) 近隣の居住環境を乱す悪臭や騒音を発する行為。その他近隣住民または利用者に迷惑を及ぼす恐れのある行為。
- (6) 前各項のほか、管理上の必要により組合の定める禁止行為。

第15条(駐輪場利用許可取消し)

組合は、駐輪場利用者が利用細則の条項に違反したときは、直ちに駐輪場利用許可を取り消す。

第16条(駐輪場廃止と明渡し)

組合が、駐輪場の廃止を決定したとき、あるいは土地を地権者に返還する時は、利用者は組合が指定する日までに速やかに駐輪場を明け渡さなければならない。

第18条(細則の疑義および細則外の事項)

本細則に疑義が生じた場合、または細則に定めがない事項については、管理者、牽制会議等の検討により対処するものとする。

第19条(細則の改廃)

当細則の改廃は、総会の普通決議を以って実施するものとする。

以 上

本細則は、次の各号の日から制定または改正の効力を発する。

- (1) 2020年10月1日制定